

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等によって、**判断能力が不十分**であるために、契約など法律行為の意思決定が困難な人の能力を補う制度。

※身体障害のみで、**判断能力に問題ない人は使えません**→**介護保険**

本人に代理して法律行為を行う事務で、身の回りの世話を**する身体介護**などの**事実行為は含みません**→**事実行為は介護保険サービス利用**

次の2つを目的とする「**財産に関する法律行為**」を行います。

◆**財産管理**

「**財産の現状維持**」、「**財産の性質を変えない範囲で利用・改良**」、「**財産処分**」を含み、**財産に関する一切の法律行為および事実行為**

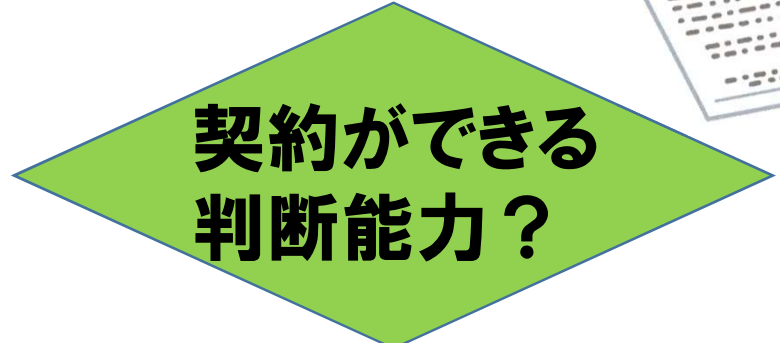
◆**身上監護**

生活・療養看護に関する事務で、**医療や介護に関する契約も含む**

成年後見制度の利用場面

シーン	法定後見	任意後見
認知症の母に代わって、母名義の預貯金口座から払出を受けようと、母の病気のことを銀行窓口で話したら「後見人を立ててください」と言われた	○	
認知症の父が老人ホームに入所するための費用に充てるため、父名義の不動産を売却したい	○	
認知症の父を長男として長年世話をし、介護費用等の支払を父名義の預貯金口座から払い出すなどしてきたが、世話をしない他の兄弟から、私の財産管理に不正があるのではと疑われている	○	
母の相続で、父が認知症のため遺産分割の話合いができない	○	
日常生活には支障はありませんが、物忘れが多くなってきて、独り暮らしなので、この症状が認知症に進行したらと考えると先行きが不安です		○
アパート経営をし、経済的に不自由なく暮らしているが、独り暮らしで、最近、アパート管理が難しくなってきたので、今から支援してもらいたい		○
知的障害を持つ成人した子がいて、自分もいい年になり、自分のことも心配で、この先いつまでもこの子の世話ができない	○(子)	○(本人)

成年後見制度の種類

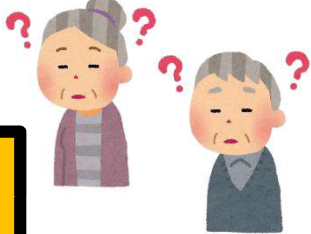


すでに
認知症等
(ない)

1人暮らしの方等
(ある)



法定後見



本人住所地の家庭裁判所へ
後見人等の選任申立て

↓ (選任まで3~4ヶ月)

後見人等が選任されたら、
すぐ後見業務が開始され
ます

誰が選任さ
れるか不明

家族も可



信頼できる
人と契約

任意後見

最寄りの公証役場で
任意後見契約を締結

(本人が認知症発症) ↓

任意後見監督人が選任
されると後見業務が開始
されます

成年後見制度を利用する際の注意点

1. **法定後見の場合、後見人等就任までに4月～6月かかります**
2. **家族であっても、本人の財産に一切タッチできなくなります**
後見人等に本人の**お金の無心**や**借金の申込**をすると拒否します。
後見人等は本人の「家族のための代理人ではない」ということです。
3. **原則として、本人が死亡するまで後見人等が就任します**
本人が認知症で遺産分割協議に参加できないため、本人の代理人として選任申立てした後見人等でも、それ以降ずっと就任します。
4. **後見人等(監督人含む)へ報酬を支払う必要があります**
後見人等の管理下にある本人の預貯金口座から支払いを受けます。

成年後見人等には誰が選任されるのか

	後見人を選任する人	後見人に選任される人(なれる人)
法定後見	家庭裁判所 (本人の状態、財産額等一切の事情を考慮して選任)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職後見人(司法書士、弁護士、社会福祉士、行政書士等)、市民後見人 ・親族後見人(本人の親族等を候補者として申し立てすることができます)
任意後見	本人 (委任者)	本人が信頼できる人 (親族、専門家)

【法定後見人になる資格がない人】

- ・未成年者、破産者、行方のしれない人(親族等)
- ・家庭裁判所で解任された法定代理人、保佐人、補助人(専門家含む)
- ・本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

【任意後見人になる資格がない人】

上記に加えて、

- ・不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

成年後見等の登記

登記の種類	本人	後見人	監督人
後見	成年被後見人	成年後見人	成年後見監督人
保佐	被保佐人	保佐人	保佐監督人
補助	被補助人	補助人	補助監督人
任意後見	任意後見契約の本人	任意後見受任者	本人
任意後見	任意後見契約の本人	任意後見人	任意後見監督人

登記の種類、後見人等の代理権限内容、これら全員の氏名、生年月日、住所等の情報と共に**東京法務局**に登記されます。

- ・**成年被後見人**は、印鑑登録が抹消されます
- ・**成年被後見人、被保佐人**は会社役員、公務員、各種国家資格、各種営業許認可の欠格要件となります(役員退任、公務員失職、資格・許認可に基づく営業不可)